

第5章 計画の推進

第1節 計画の総合的な推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、第4章において述べた取り組みについて、総合的かつ計画的な施策の推進が必要です。「男女共同参画庁内推進会議」を中心に、市役所内関係課と連携、協力し、すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けた主体的な取り組みを展開していきます。

男女共同参画センターでは、本市の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、本計画に基づく講座・セミナー等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供や啓発、女性生活相談等の相談事業を総合的に実施します。

また、男女共同参画に関する情報を収集し市民意識調査を実施した成果についても、性別や世代を超えた幅広い層へ向けて情報を発信するなどの取り組みを行い、男女共同参画意識の醸成を図ります。

なお、広域的な課題については、国・県・近隣市町等と連携・協力体制を強化し、計画を推進していきます。

第2節 市民・団体・事業者等との協働の推進

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではなく、市民一人一人の意識によることが大きいことから、社会のあらゆる場での市民それぞれの自主的な取り組みが促進されるよう、環境を整備するとともに、市民や団体、事業者などとの協働体制を深め、施策の効果的な実施に向けた取り組みを進めていきます。

第3節 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画に掲げた施策について PDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））を基に、「狭山市男女共同参画審議会」、「男女共同参画庁内推進会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。

また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をウェブサイト等で公表します。



